

## 鳥栖市子ども・子育て支援事業計画実施状況について

## 1. 教育・保育事業

- ・保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業により、小学校就学前児童への教育・保育を提供します。
- ・保育所・認定こども園の新設により、平成30年度に保護者が就労等のために保育を必要とする児童（2号・3号認定こども）の量の見込（需要量）を定員（供給量）が上回りました。しかしながら、0～2歳児においては定員が下回った状況となっており、入所待ち児童が発生しています。不足分については、既存保育所の定員見直し、地域型保育事業施設の新規開設などにより供給量の確保に努めました。

単位：人

保育を必要とする児童 (2号、3号)		0歳	1,2歳	3～5歳	計	変動理由
H27年4月	定員	201	558	989	1,748	認定こども園移行 保育所新設 企業主導型園新設
	必要見込量	380	780	1,001	2,161	
	事業計画値	262	693	995	1,950	
H31年4月	定員	249	697	1,192	2,138	
	必要見込量	358	800	827	1,985	
	事業計画値	384	823	1,139	2,346	
R2年4月	定員	250	702	1,192	2,144	地域型保育所新設 企業主導型園新設
	必要見込量	296	791	1,142	2,229	
	事業計画値	251	706	1,204	2,161	
R6年4月	定員	279	777	1,161	2,217	
	必要見込量	293	833	1,101	2,227	
	事業計画値	293	833	1,204	2,330	

※第1期計画がH27～H31のため、初年度と最終年度を比較。第2期計画R2～R6。以下同じ。

※第2期計画等における量の見込み算出等の考え方に基づき、企業主導型の地域枠のみを定員算入。

## 【第3期計画における確保の方策】

## ① 1号認定

1号認定は、確保提供数に不足は生じていないことから、引き続き既存の市内幼稚園、認定こども園にて供給します。また、過剰状態が認められる場合は、園の意向を踏まえながら、不足が生じない範囲で定員の見直しを行います。

## ② 2号認定

2号認定（幼稚園を希望する人）は、一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市内全ての幼稚園、認定こども園で供給します。2号認定（幼稚園を希望する人以外）についても引き続き、市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設の地域枠にて供給します。

また、幼稚園を希望する人、それ以外の人合わせた2号認定の供給量は充足していることから、今後、過剰状態が認められる場合は、園の意向を踏まえながら、不足が生じない範囲で定員の見直しを行います。

### ③ 3号認定

3号認定（0～2歳）は、いずれも充足の見込みはあるため、引き続き、市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設の地域枠にて供給します。

今後、過剰状態が認められる場合は、地域の実情に応じて、不足が生じない範囲で定員の見直しを行います。

## 2. 延長保育事業

- ・保育所等の入所児童において、保護者の就労、通勤等のやむを得ない理由がある場合、通常の保育時間（11時間）を超えて保育を行っています。
- ・全ての保育所、認定こども園、地域型保育事業において延長保育を実施しています。

単位：人

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
利用者数 (のべ)	20,620	19,902	16,975	15,807	14,800

### 【第3期計画における確保の方策】

延長保育については、市内保育施設全園において実施しており、引き続き必要とする保育所入所児童へ適切に事業を行います。

また、事業を実施するためには継続した保育士の確保が必要となることから、引き続き、保育士確保に努めます。

## 3. 放課後児童健全育成事業

- ・保護者の就労等により昼間家庭にいない小学生児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。
- ・市で定める設備運営基準を遵守するとともに、学校施設や民間事業者等を活用するなど、ニーズに応じた質と量の確保を図ります。

単位：人

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
利用者数 (通年)	681	751	720	788	838

### 【第3期計画における確保の方策】

令和6年度現在、公設民営（運営主体：鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会）にて全8小学校内に開設するとともに、民設民営（運営主体：社会福祉法人）にて4事業者が開設しています。

必要に応じて施設整備を実施し、支援員の確保及び質の向上を図るとともに、民間事業者の参入支援に努めます。

## 4. 放課後子ども教室

- 各小学校区にある地区まちづくり推進センター等を活用し、全ての児童を対象に、放課後や週末等に子どもの安全・安心な居場所設け、勉強スポーツ・文化活動等の取組を実施することで、子どもたちが心豊か健やかに育まれる環境づくりを推進しています。

単位：人

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
利用者数	4,211	6,580	7,084	6,475	6,655

### 【第3期計画における確保の方策】

各小学校区にあるまちづくり推進センター事業として全てで実施しています。  
学校施設内で放課後子ども教室を開催するなどの取り組みにより、放課後児童クラブとの一体的な、又は連携による実施を目指し、一層の充実を図っていきます。

## 5. 病児・病後児保育事業

- 児童が病気発症中もしくは回復期で集団生活が困難であるが保護者が就労等により看病できない場合に一時的に専用施設で保育と看護を提供します。
- 病気の回復期の児童を預かる病後児保育事業は令和6年度で廃止され、病気の発症中でも預かることのできる「病児保育事業」を令和7年度より実施します。
- 令和6年度は看護師不在のため病後児保育事業は休止となりました。

単位：人

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
利用者数 (のべ)	8	26	31	26	0

### 【第3期計画における確保の方策】

第2期計画を受け、令和7年度より、市内保育所に併設した病児保育施設を開設し、事業を開始します。  
本施設では、病気療養中のこども（病児）と回復期にあるこども（病後児）が、通常利用している保育施設等を利用できない場合に、預かりを行います。

## 6. 子育て短期支援事業

- ・保護者が疾病等により児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設において宿泊を伴った一時預かりをおこなう事業です。
- ・預かり施設は、児童養護施設（基山町洗心寮）に加え、平成29年度より乳児院（佐賀市みどり園）も利用可能となりました。

単位：人

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
利用者数 (のべ)	36	26	11	24	43

### 【第3期計画における確保の方策】

緊急のニーズにも対応できるように児童養護施設及び乳児院と連携を図り、引き続き必要な入所保護を行います。

## 7. 一時預かり事業

- ・保護者の就労、疾病等により一時的に家庭において保育することが困難となった児童を、保育所等において一時的（昼間）に預かる事業です。

単位：人

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
利用者数 (のべ)	幼稚園の 預かり保育	32,370	34,999	26,038	27,823	28,120
	保育所の 一時預かり 事業	590	877	651	1,097	980
	計	32,960	35,876	26,689	28,920	29,100

### 【第3期計画における確保の方策】

一時預かり（幼稚園型）は市内幼稚園、認定こども園全園において実施しており、引き続き必要とする在園児童へ適切に事業を行います。

## 8. 地域子育て支援拠点事業

- ・ 保育所、幼稚園等を利用していない児童（おもに乳幼児）と保護者に対し、地域の身近な場所で子育て支援センターとして、交流や子育てに関する相談・援助の場を提供しています。
- ・ 未設置校区であった基里小学校区に平成29年度に既存のセンターが移転したことにより、全小学校区に開設されました。

単位：人

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
児童利用者数 (のべ)	13,919	14,733	16,242	16,887	16,400

### 【第3期計画における確保の方策】

保育所、幼稚園等を利用していない児童と保護者に対し、地域の子育て支援拠点として、市内の全小学校区に子育て支援センターを設置しています。

今後も全小学校区に設置している状態を保持することにより、地域の身近な場所で親子で遊べるスペースや交流の場を確保し、子育ての不安や悩みについて相談ができる他、子育てに関する情報提供やイベント等を行います。

## 9. 利用者支援事業

・ 児童やその保護者、または妊娠している方が、妊娠・出産・子供の健康や、保育所等の地域での子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て支援センター、母子健康包括支援センター、行政機関窓口などの身近な場所で、情報提供や相談・助言を行い支援する事業です。

- ・ 平成31年度より、こども育成課において基本型の事業を開始しました。
- ・ 令和2年度より、健康増進課において母子型の事業を開始しました。

### 【第3期計画における確保の方策】

基本型として鳥栖市役所こども育成課において、子育て支援コーディネーターなどの支援員により子育て世帯の相談に応じ、各種制度や行事の情報提供を行います。また、子育て支援関連機関へも情報提供を行い、情報の共有や連携強化に努めます。

児童福祉機能と母子保健機能が連携し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センター設置に取り組みます。

地域子育て相談機関については、各小学校区に1か所ずつ設置している地域子育て支援拠点との連携、役割分担などを考慮し、機能の確保に努めます。

## 10. ファミリー・サポート・センター事業

- ・育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（協力会員）との相互の援助活動を支援する事業で社会福祉協議会に委託し実施しています。
- ・事業の周知、会員の確保を図ります。

単位：人

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
利用者数 (のべ)	1,648	1,676	1,640	1,213	935

### 【第3期計画における確保の方策】

鳥栖市社会福祉協議会内の鳥栖市ファミリー・サポート・センターにおいて、援助を受けたい人（利用会員）と援助ができる人（協力会員）との相互援助活動の支援を行います。

同じ地域の方と交流しつつ、子育てをサポートしてもらえる安心感が得られ、他の子育て支援事業の枠から外れる細かいニーズを補完する重要な役割を担っています。

協力会員の拡充のため、引き続き周知活動に努めるとともに、会員の養成講座及び子どもの安全のための研修も実施します。

## 11. 妊婦健康診査

- ・妊婦の健康の保持及び増進を図るため妊婦に対する健康診査を実施しています。
- ・母子手帳交付時に妊婦健診受診票（14回分）を配布し、受診を奨励します。

単位：人

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
受診延数	7,196	7,239	6,512	6,133	6,493

### 【第3期計画における確保の方策】

佐賀県、福岡県、長崎県の医師会に所属している医療機関での個別健診を実施します。健診回数の上限は14回となります。

妊婦の疾病予防等の早期発見、早期治療による母子の安全安心な出産のため、今後も引き続き受診しやすい健診体制を確保するとともに、母子健康手帳交付時等に健診の必要性の説明や制度の周知を行い、受診率の維持に努めます。

## 12. 乳幼児家庭全戸訪問事業

・保健師及び助産師等により生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児に関する相談や情報提供、養育環境の把握を行います。

単位：人

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
訪問人数	562	549	444	308	377

### 【第3期計画における確保の方策】

今後とも、乳児がいるすべての家庭への訪問を行うため、訪問の趣旨等について、母子健康手帳の交付時等に、より丁寧な説明に努め、対象者への周知を図っていきます。

乳児や保護者の状況把握や特に支援が必要なケースの早期発見を図るため、助産師・保健師といった専門家が訪問を行います。

専門性を高めるために、職員の研修をはじめ、関係機関・団体との連携を図りながら、適切なサービス提供に努めていきます。

## 13. 養育支援訪問事業

・子育てに対して不安や孤立感を抱えるなど養育支援が必要な家庭を訪問し、相談・助言を行い個々の家庭が抱える養育上の不安感の軽減を図ります。

単位：人

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
訪問人数 実数	154	96	98	177	168
訪問人数 のべ数	340	438	582	550	555

### 【第3期計画における確保の方策】

養育支援が特に必要な家庭の把握に努め、庁内の関係部署や医療機関等と連携することで円滑に事業を実施します。

事業内容の周知に努め、養育支援が必要な家庭、特に育児不安等が強い保護者について、継続した支援を行います。

#### 14. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ・ 保育所等を利用する生活保護世帯等の児童の保護者に対し、保育料以外の文房具や日用品など実費負担が伴う費用の一部を助成する事業です。

単位：人

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
補助対象 児童数	0	0	0	0	0

##### 【第3期計画における確保の方策】

令和元年度10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園の利用者のうち、年収360万円未満相当の世帯に対して、副食費の実費負担が免除されており、新制度未移行幼稚園については、施設の意向により新制度移行を支援します。